

市第 37 号議案「横浜市下水道条例の一部改正」について

1 改正内容

(1) 除害施設の設置等に係る水質の基準項目の追加等（第 6 条第 1 項）

下水道法施行令の改正に伴い、公共下水道へ下水を排除するにあたって除害施設の設置等が必要となる水質の基準項目に 1,4-ジオキサンを追加するとともに、関連規定を整備します。

改正下水道法施行令	条例改正案
第 9 条の 4 第 1 項 (1) カドミウム及びその化合物 ... <u>(27) 1,4-ジオキサン</u> ... (34) ダイオキシン類	第 6 条第 1 項 (1) 令第 9 条の 4 第 1 項第 1 号から第 33 号までに掲げる物質 (2) 令第 9 条の 4 第 1 項第 34 号に掲 げる物質

(2) 前処理施設に係る廃止施設の関連規定の削除及び下水道使用料の改定（別表第 2）

ア 前処理施設の概要

(ア) 化学物質や油脂類等を高濃度を含む工場排水を水再生センターに受け入れるにあたって、受け入れ可能な排水になるよう処理するための施設

(イ) 横浜市内には、鳥浜第一工場排水処理場、鳥浜第二工場排水処理場及び福浦工場排水処理場の 3 つの施設が存在

(ウ) 利用事業者からの前処理下水道使用料により運営

イ 前処理施設に係る廃止施設の関連規定の削除

鳥浜第二工場排水処理場については平成 24 年度中に施設を廃止し、関連規定を削除します。

ウ 前処理施設に係る下水道使用料の改定

鳥浜第一工場排水処理場、及び福浦工場排水処理場について、施設の老朽化に伴い更新工事を行い、使用料についても対象経費が変化することから、新しい使用料を算定し、使用料の改定を行います。

	基本額（30m ³ /月以下）（円/月）	30m ³ /月を超える分（円/m ³ ）
現 行	17,400	610
改定案	21,700	760

2 施行期日

(1) 第 6 条第 1 項の改正規定

平成 24 年 11 月 25 日

(2) 別表第 2 の改正規定

平成 25 年 4 月 1 日